

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月29日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第24号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和25年佐賀県規則第66号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(免許の申請)</p> <p>第1条 建築士法（以下「法」という。）第4条第2項又は第3項の規定によって二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、二級（木造）建築士免許申請書（様式第1号。以下「免許申請書」という。）に、<u>戸籍謄本又は戸籍抄本及び法第7条第2号に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。）</u>を添えて、これを知事に提出しなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>（死亡等の届出、免許取消しの申請及び免許証等の返納）</p> <p>第6条 略</p> <p><u>2 二級建築士又は木造建築士に係る法第8条の2（第2号に掲げる場合に該当する場合に限る。）に規定する届出は、二級（木造）建築士に係る / 後見開始 / 保佐開始 / の審判届（様式第5号の3）によらなければならない。</u></p> <p><u>3 二級建築士又は木造建築士は、法第8条の2（第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。）の規定による届出をする場合においては、二級（木造）建築士に係る欠格事由該当届（様式第5号の4）に、免許証又は免許証明書を添え、これを知事に提出しなければならない。</u></p>	<p>(免許の申請)</p> <p>第1条 建築士法（以下「法」という。）第4条第2項又は第3項の規定によって二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、二級（木造）建築士免許申請書（様式第1号。以下「免許申請書」という。）に、<u>本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。</u></p> <p>2・3 略</p> <p>（死亡等の届出、免許取消しの申請及び免許証等の返納）</p> <p>第6条 略</p> <p><u>2 二級建築士又は木造建築士は、法第8条の2（第2号に掲げる場合に該当する場合に限る。）の規定による届出をする場合においては、二級（木造）建築士に係る欠格事由該当届（様式第5号の4）に、免許証又は免許証明書を添え、これを知事に提出しなければならない。</u></p>

改正前	改正後										
<p>4・5 略</p> <p>6 二級建築士又は木造建築士が法第9条第1項(第1号及び第2号を除き、第3号にあっては法第8条の2第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。)又は第10条第1項の規定により免許を取り消された場合においては、取消しの通知を受けた日から10日以内に、免許証又は免許証明書を知事に返納しなければならない。</p> <p>様式第1号(第1条関係)</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="232 1015 1106 1383"> <thead> <tr> <th colspan="2">略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">欠格事由</td> <td>1 <u>後見開始又は保佐開始の審判(禁治産又は準禁治産の宣告もこれに該当するとみなされます。)</u>を受けていますか。 <u>いる いない</u></td> </tr> <tr> <td><u>2~5</u> 略</td> </tr> </tbody> </table>	略		欠格事由	1 <u>後見開始又は保佐開始の審判(禁治産又は準禁治産の宣告もこれに該当するとみなされます。)</u> を受けていますか。 <u>いる いない</u>	<u>2~5</u> 略	<p>3 <u>二級建築士若しくは木造建築士又はそれらの法定代理人若しくは同居の親族は、法第8条の2(第3号に係る部分に限る。)の規定による届出をする場合においては、届出書(様式第5号の5)に、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添え、これを知事に提出しなければならない。</u></p> <p>4・5 略</p> <p>6 二級建築士又は木造建築士が法第9条第1項(第1号及び第2号を除き、第3号にあっては法第8条の2第2号に掲げる場合に該当する場合に限る。)若しくは第2項又は第10条第1項の規定により免許を取り消された場合においては、<u>当該二級建築士又は木造建築士(法第9条第2項の規定により免許を取り消された場合においては、当該二級建築士若しくは木造建築士又はそれらの法定代理人若しくは同居の親族)は、取消しの通知を受けた日から10日以内に、免許証又は免許証明書を知事に返納しなければならない。</u></p> <p>様式第1号(第1条関係)</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="1160 1015 2033 1383"> <thead> <tr> <th colspan="2">略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">欠格事由</td> <td><u>1~4</u> 略</td> </tr> <tr> <td>5 <u>精神の機能の障害により二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態ですか。</u> <u>はい いいえ</u></td> </tr> </tbody> </table>	略		欠格事由	<u>1~4</u> 略	5 <u>精神の機能の障害により二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態ですか。</u> <u>はい いいえ</u>
略											
欠格事由	1 <u>後見開始又は保佐開始の審判(禁治産又は準禁治産の宣告もこれに該当するとみなされます。)</u> を受けていますか。 <u>いる いない</u>										
	<u>2~5</u> 略										
略											
欠格事由	<u>1~4</u> 略										
	5 <u>精神の機能の障害により二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態ですか。</u> <u>はい いいえ</u>										

改正前	改正後
略	略

様式第5号の3を次のように改める。

様式第5号の3 削除

様式第5号の4中「第7条 第3号」を「第7条 第2号」に、「第6条第3項」を「第6条第2項」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第5号の5（第6条関係）

建築士法第8条の2第3号に係る届出書

下記の者は、精神の機能の障害により二級（木造）建築士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となりましたので、関係書類を添え、建築士法施行細則第6条第3項の規定に基づき届け出ます。

年 月 日

佐賀県知事 様

住 所
届出義務者の氏名
本人との続柄

記

- 1 氏 ふりがな 名
- 2 生年月日
- 3 本 籍
- 4 登録番号
- 5 登録年月日

附 則

この規則は、令和元年 12 月 1 日から施行する。